明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務六九）　二
〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三九二）　二
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇四）　三
○ポンペイ港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇五）
○ハイチ共和国における平和及び社会的結束のための女性のリーダーシップ向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件（同四〇六）
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（同四〇七）　三
○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とソマリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇八）
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産四一）　四
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同四二）
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同四三）　五
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三六五）　六
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二二九一）
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同二二九二）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二二九三）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三四八）
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一三四九）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三〇二～三〇四）
○道路に関する件（近畿地方整備局一三三～一三五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局八六、八七）
○道路に関する件（四国地方整備局七〇）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一二七）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
外務省　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
証票無効、買収前の所有者等への売払い関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

省　令

○財務省令第六十九号

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七第一号の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（出産費及び家族出産費）	（出産費及び家族出産費）
第百六条　令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額）とする。	**第百六条**　令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。
2　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める基準とする。	2　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。
3　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める事由は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める事由とする。 ［号を削る。］	3　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める事由は、次のとおりとする。 一　天災、事変その他の非常事態 二　出産した者の故意又は重大な過失
4　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める程度の障害の状態は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める程度の障害の状態とする。	4　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。
5　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める要件は、健康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める要件とする。	5　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める要件は、病院等に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次項において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次項において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償金の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。
6　令第十一条の三の七第二号に規定する財務省令で定めるところにより講ずる措置は、健康保険法施行令第三十六条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置とする。	6　令第十一条の三の七第二号に規定する財務省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。
［7・8　略］	［7・8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。